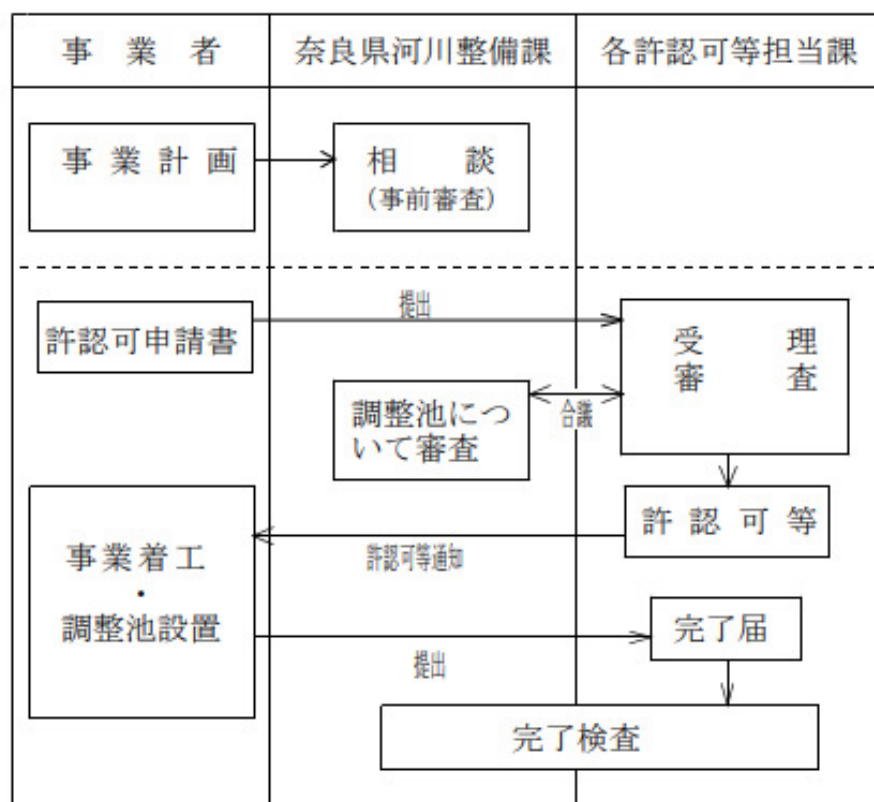


根拠法令	大和川流域調整池技術基準 大和川流域防災調整池等技術基準(小規模開発雨水流出抑制対策) 宅地及びゴルフ場等開発に伴う調整池技術基準	担当課 担当係	河川整備課 河川計画係 0742-27-7507
制度の概要	宅地開発等に伴い見込まれる河川の洪水流量の増加に対処し開発地の下流の治水安全度を低下させないために、雨水流出抑制施設としての調整池の積極的設置を図る。		
目的	宅地開発等に伴い生じる流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的とする。		
対象地域	県内全域		
規制内容 許可等の基準 (設置基準)	1 大和川流域 (1) 開発面積1ha以上の場合 基準・・・「大和川流域調整池技術基準」 ア 市街化区域 上段満水 ▽ 上段オライス 下段オライス 下段満水 下段満水時 上段満水時 貯留量 300m³/ha 530m³/ha 放流量0.033m³/s/ha 0.090m³/s/ha (上下段合計放流量) 堆積土砂量 15m³/ha イ 市街化調整区域 上段満水 ▽ 上段オライス 下段オライス 下段満水 下段満水時 上段満水時 貯留量 300m³/ha 585m³/ha 放流量0.033m³/s/ha 0.100m³/s/ha (上下段合計放流量) 堆積土砂量 15m³/ha (2) 開発面積0.1ha以上、1ha未満の場合(奈良市域は0.3ha以上) 基準・・・「大和川流域防災調整池等技術基準(小規模開発雨水流出抑制対策)」 貯留量 300m³/ha 放流量 0.033m³/s/ha 注) 小規模の場合は浸透施設(浸透性舗装、浸透性柵等)の設置により貯留量が軽減される		

手続のフロー図

大和川流域調整池技術基準等の規定による調整池の設置

1 奈良市以外



2 奈良市内

